

20世紀の鎮江租界

——1920年代のバンド帰属問題をめぐって

加 藤 雄 三

は じ め に	101
I 問題の原点	105
II バンドの帰属をめぐる論争：20世紀初頭	106
III 鎮江交渉員賈士毅の見解	107
IV 鎮江租界は維持されるべきか	110
V 問題の放置	111
お わ り に	113

は じ め に

長江下流の都市である鎮江の人口は、太平天国以前は30万人にのぼったが、1920年代には15万人内外にまで減少していたとされる⁽¹⁾。大運河と長江の結節点に位置する内陸水路の要衝、鎮江の意義は長江中流域やその後背地への通過貿易の拠点というにあった。中外交易に大きな位置を占めた主要な外国商社諸部門や輪船招商局の支店が置かれ、19世紀の間、通過貿易額は右肩上がりで拡大をつづけた⁽²⁾。しかし、長江流域は年々土砂が堆積し、なかには徵人洲のように砂嘴を形成するものもあった。とくに鎮江付近において、航路港湾は悪化の一途をたどり、汽船の入港や船客の乗降、荷の揚げ降ろしに多大な障碍となっていた⁽³⁾。しかも、鉄道の開通にともない、江蘇北部との貿易の中心地は青島に帰し、中国の南北交通は南京を主要な中継地とし、鎮江の商業範囲は1920年代初頭までに江北運河一帯、江蘇省徐州、安徽省寿州、潁州、亳州などに限られるようになったという⁽⁴⁾。1921年当時の鎮江工部局参事会議長ルイス（W. A. Lewis）も「貿易の恒常的減少」という認識をもっていた⁽⁵⁾。とはいえ、鎮江における貿易が衰頹したともいえない。辛亥革命以後、1921年にいたるまでの貿易額は、対外国輸出額が第一次世界大戦の影響によるのか、1915

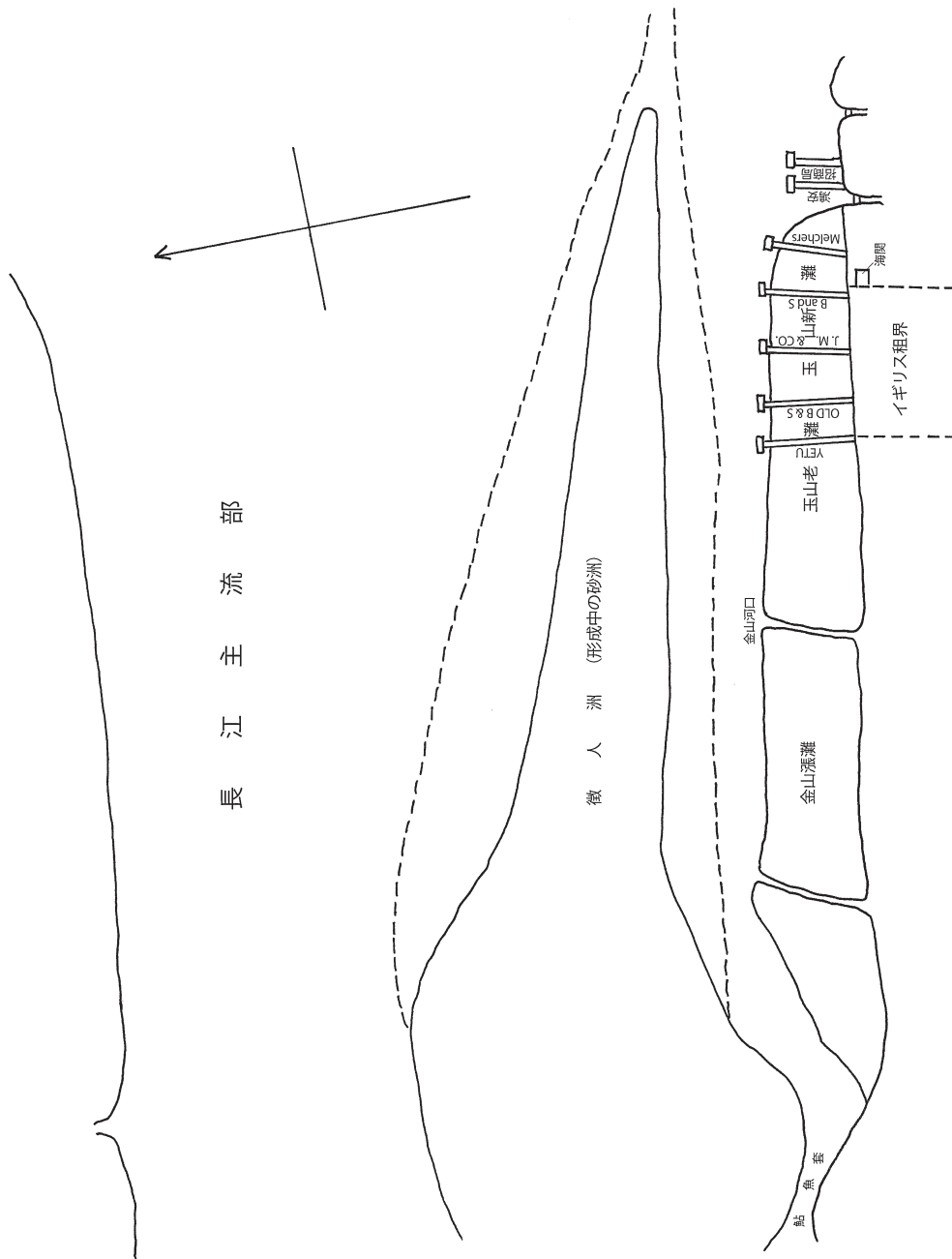


図1 1918年頃の鎮江租界沿岸 (典拠: WORK10/40, p. 300)

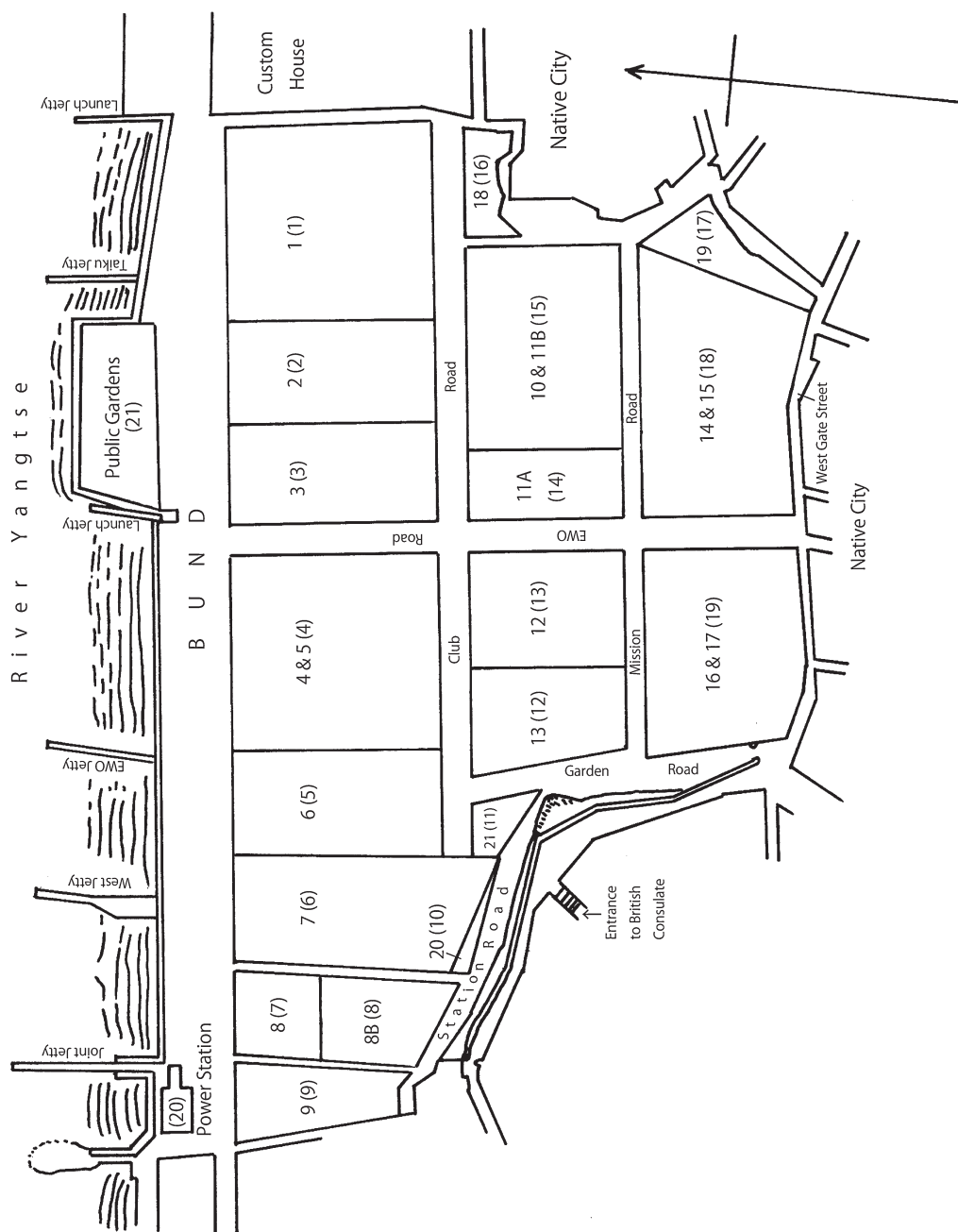


図2 鎮江租界区画図：1925年頃の再区分を反映している（括弧内は新区画番号）
 （典拠：WORK10/41, p. 909）

年から17年までの30年にわたって激減しているのをのぞけば、対外対内の輸出入ともに漸増傾向を示している⁽⁶⁾。

既述のとおり、鎮江における交易にはジャーディン・マセソン商会（怡和洋行）、バターフィールド・アンド・スワイヤ商会（太古洋行）などの外国商社、外国商人が大きな役割を果たしていた。かれらが拠点としていたのは、1861年にイギリス駐広州代理領事ハリー・パークス（Harry S. Parkes）と署常鎮通海道江清驥との租約によって設定されたイギリス専管の鎮江租界である。しかし、この鎮江租界に居留する条約国人は少なく、かれらが負った工部局運営経費の負担分を捻出するためにも、かなり早い時期から転租契約条款に違反して不動産が清国人に賃貸され、実質的な華洋雑居がおこなわれていた。結果として、1892年時点、租界内の外国人居留民37人に対して、清国人居留民は1,390人となっていた。洋商掛号のかたちをとって、事実上、租界区画を保持する清国人も相当数いたものと考えられる。こうして、鎮江租界工部局の歳入はほとんど清国人から引き出され、かれらがいなければ租界運営を維持できないという状況が出来ていた。駐鎮江領事館をはじめとして、イギリス外務省系機関は現状容認の方向に傾いた。対して、イギリス租界内の国家資産に管轄権をもつイギリス建設省系機関は清国人の区画保有を禁止する転租契約条款の厳格な適用を唱えていた⁽⁷⁾。1922年時点でも中国人居留民は1,260人を数えており、外国人居留民は31人まで減少していた⁽⁸⁾。1893年、イギリス駐清公使オコナー（Nicholas R. O'Connor）が鎮江領事カーلز（William R. Carles）に対し、租地人が清国人に租界内の不動産を賃貸することは自己責任によることを通達したうえで黙認すべきむね指示してから⁽⁹⁾、どうやら、建設省系機関も現状に異を唱えることは控えるようになったとおぼしい⁽¹⁰⁾。イギリス租界の庇護と快適さを求めて流入した中国人は、租地人にも利益をもたらし、ひいては工部局による租界運営経費の獲得につながった⁽¹¹⁾。いいかえれば、鎮江租界は中国人がいなければ維持できない脆弱な存在であった⁽¹²⁾。

1920年代の鎮江においては、長江の淤塞を背景として、さまざまな問題が生じた。徵人洲は漸次拡大して鎮江港岸の商業地区を封鎖しつつあったにもかかわらず、浚渫作業はなされなかった。租界前面の江岸にはハルクさえ繋留できる状況にはなかった。さらに、港内の淤塞から租界内の水道給水は困難をきたし、当時、沙灘北部の深所に達する1,500ヤードの鉄製取水管が敷設されつつあった⁽¹³⁾。こうした状況のもと、租界からバンドの向こう側へのアクセスを確保しようとしたとき、バンドが租界に帰属するの否か、をめぐって問題が起きたのである⁽¹⁴⁾。

I 問題の原点

長江に面するバンドは租界の一部であることを、鎮江租界工部局参事会を構成する外国人居留民のだれもがつゆほども疑っていなかったはずである。ただし、イギリス外交組織、鎮江租界居留民と清国官憲、中華民国官憲との間では、つねに見解の相違があった。

バンドは租界を構成する一部であるのか。このような論争が起きたそもそもの原因は、鎮江租界設定にかかる租約にあったといえる。

租約漢文正文のバンド関連部分は次の通りである⁽¹⁵⁾。

又議明：該処沿江一帶，寬留公路一条濶四丈，以便衆人往来行走。

一方、同箇所のパークス訳は⁽¹⁶⁾、

It is further agreed that all along the bank of the river within the above named parcel of ground a public road shall be left of four Chang in breadth for the convenience of all persons passing to and fro.

となっている。さらに、1906年の機密文書に載録された漢文助理秘書官メイヤーズ (Sydney F. Mayers) の訳文は⁽¹⁷⁾、

And it is further agreed that for the use and convenience of the public generally, a public road of 4 chang in width shall be reserved along the whole length of the river front of the said ground.

である。正文では明示されていないにもかかわらず、パークスは公共路としてのバンドを租地の中に含めるものとして訳している。メイヤーズ訳は正文に忠実に訳出しており、バンドの帰属は示されないままである。原文にもとづく中国側とパークス訳にもとづくイギリス側、双方の見解が一致しないのも当然であろう。いきおい、交渉当事者は租約の他の部分に論拠を求めざるをえなかった。

II バンドの帰属をめぐる論争：20世紀初頭

19世紀、河岸増地の先買権、つまりは升科権についての交渉がイギリス領事（および北京公使）と常鎮通海道（および総理衙門）の間で持たれたことはあったが、鎮江租界のバンドそのものの帰属に関する議論の経緯がわかる史料はまだ目にしていない⁽¹⁸⁾。

1910年7月頃、イギリス駐鎮江領事ピチピオス（G. D. Pitzipios）は租界のバンド付近の河川交通を監督するために編纂した規則を常鎮通海道劉燕翼と協力して援用することを目的として、道台の閲覧に供した。しかし、劉道台からの回答は、バンドでは清国が主権を行使するというものであった⁽¹⁹⁾。バンドや河川上の航路が清国の主権に帰属するとしても、その管理運営までも清国側がおこなうというのは、イギリス側としては、まったく受け容れがたい見解である。そもそも、租界設定時の租約には「幅4丈の公共路を留める」としており、バンドが租界に含まれることは自明と考えられたし、実際にバンドと干潮標までの航路は工部局の管理下に置かれつづけた。そこには、コレラやペストなどの伝染病が中国船舶を経由して租界に流入することを防ぐ目的もあった⁽²⁰⁾。このときの議論は、ピチピオスが棚上げを提案したことによるのか⁽²¹⁾、翌年の辛亥革命勃発で自然消滅したのか、立ち消えとなっている⁽²²⁾。

1918年には、前浜の権利（foreshore right）をめぐる議論が、イギリスの政府機関内でなされた。発端となったのは、Shen という中国人が徴人洲上の土地を太古洋行に売りつけようとしたことであった。事案は鎮江領事オットウィル（Herbert A. Ottewill）を通じて在中国法務官（Crown Advocate）ウィルキンソン（Hiram Parkes Wilkinson）⁽²³⁾に照会され、「イギリス政府をのぞき、誰であれ租界の前浜を売却することをもくろむのは違法である。そして、その購入者も中国法上なんらの権原も有することはないだろう」との回答が得られた。また、本案にみられるような私人の問題については、イギリス公使館や中華民国外交部といった上級機関を通じた交渉は望ましくないむね、法務官が勧告したことから、領事は直接に丹徒県知事倪曾鑒に Shen が砂嘴上の土地を売却しようとした権限について照会をおこなった。倪知事は丹儀沙灘問題管理局⁽²⁴⁾に問い合わせ、該土地が河流によって租界と切り離されていることから、その処分権は中国側にあると回答を寄せた。ここにおいて、上海地区建築技官ブラッドリー（Julius Bradley）は公使に報告すべき段階に達したものと見なした。増地が岸から河流に向かってよりも、砂州から岸に向かって増大しているという事実は、可航河道にアクセスするイギリス政府の権利を減ずるものではないし、同政府は租界と河流主部の間における増地について中国政府と事後協議する権利を留保する、とかれは主張したのである。鎮江租界の存在意義は、貿易港として長江に直接アクセ

スできることにかかっており、イギリス政府が河岸についても諸権利は何としても保護されねばならなかった⁽²⁵⁾。ブラッドリーは「事態に進展があれば報告する」としていたが、この直後の経緯は詳らかにしない。

イギリス側が租界沿岸にかかる権益を正当なものとして主張する際、バンドが租界に帰属するか否かが重要な論点であった。もし、バンドあるいはバンドの河岸側40フィートが工部局管轄区域の外側にあるならば、バンド・ラインを越えた前浜における増地や埋立地、構造物も管轄区域外となる。バンドを拡張すること、排水管の河流側への延長、突堤を越えての職権の行使は権利侵害として異議を唱えられても致し方ないことになる⁽²⁶⁾。貿易港としての存在を維持するためにも、バンドの管轄権と前浜の先買権（升科権）を中国側の何者かに譲渡する、あるいは、剥奪されるわけにはいかなかったのである。

Ⅲ 鎮江交渉員賈士毅の見解

賈士毅⁽²⁷⁾が鎮江交渉員兼鎮江関監督として着任したのは1920年10月20日のことである。それから6年強、1927年2月まで、この「閑職」にかれはとどまることとなる。ただし、1921年9月から翌年2月までワシントン会議代表団にくなり、鎮江を留守にしている。その間は、楊寿祺が職務を代行した。

賈の前任者である冒広生は1920年8月9日までに離任している。しかし、その直前に駐上海代理総領事ガースティン(Charles F. Garstin)からイギリス政府が埋立地に対する先買権を有すること、該地は公共の目的のためにだけ使用されるのであるから、中国当局は他の者のために升科手続をおこなうことを控えるべきと提議された。なお、責任者不在の間隙を突いて、9月には選挙人特別会議が開催され、バンドの前浜を道路や公共公園へ転換することが採択された⁽²⁸⁾。当該案件への対処は賈にゆだねられることになる。

賈が着任してからも、租界内では事態が進行した。1921年1月18日に開催された選挙人特別会議では、太古輪船(China Navigation Company)の突堤を工部局に移譲し、公共の突堤とすることが決議され、バンドの河岸隣接地としての利用許可にまつわる租界内での論争を打ち切るものとされた。当時、多くのことを主張したのは鎮江領事クレネル(Walter J. Clennell)であった。1921年3月、かれは租地契約を現在のバンド・ラインに合わせて修正すると同時に、新たなラインを巡工司(Coast Inspector)⁽²⁹⁾に承認させることだけでなく、租界の租約自体に水際の境界線への言及を組み込んで全面的に改定し、将来の河岸増地に関する規定をつくるべきであると、つよく唱え、5月には突堤管理について定めた工部局通告を賈のもとにも送付している⁽³⁰⁾。

いっぽう、賈士毅は儀丹沙田局と鎮江救生会の依頼により、河岸の権益保有者（怡和洋行、太古洋行など）に前浜や河岸隣接地の調査に参加するよう勧誘するなど、中国側諸団体の利益を代弁する行動をとった⁽³¹⁾。賈がバンド前浜（沙灘）のことに口を出したのは、本来は中華民国の領土である江灘をまもることによって、「国権」を保全しようとの意図であったとされる⁽³²⁾。経緯からみれば、賈は租界側と中国側の間に立って、利害調整にあたっていた。

いずれにせよ、バンドの帰属をめぐる本格的な議論は1921年6月に賈からクレンネルに出された2件の回答文書にはじまる。賈がワシントン会議代表団に随行したことで、本格的な交渉にはいたらず、尻すばみになってしまったが、イギリスの機構間において論争化する発端となった。

23日付文書⁽³³⁾では、丹徒県知事の回答に依拠して、「鎮江のイギリス租界が咸豊年間に租借されたとき、40フィート幅の道が公共の通行権をとまなうかたちで河岸隣接地に留保されるむね、租約のうちに明文化された。さらに、長江の前浜は中国政府に帰属する公有地であるが」、かなり前に救生会と鎮江府中学堂に払い下げられており、工部局固有の権限や支配のもとにはない、と述べられる。また、中国側の航行権における河岸隣接地の重要性と、工部局による船舶停泊権の管理に先例がないこと、そうした権益の行使は行政当局の権限を侵害することなどに鑑みれば、太古洋行突堤の工部局への移譲が従来は停泊料を免除されていたサンパンからも料金徴収することにつながるのであれば、一般の感情に反するものであるし、中国側としてもその権益行使を防ぐ義務が生じる、と5月9日付のクレンネルからの突堤管理にかかる通告に釘を刺した。

27日付文書⁽³⁴⁾でも、バンドが租界に含まれないこと、バンドの長江側にあらたに形成された増地（玉山灘）は救生会と南瀾学舎⁽³⁵⁾がかなり以前に購入していることを賈は繰り返し述べている。工部局が設置する排水渠の維持管理に対する交付金をもとめるクレンネルからの3月24日付文書に対しては、長江主流部に到達するために排水渠は上記増地をふくむ中国当局の管轄地域を経由しており、延長工事をおこなう際には利害を有する中国側地方組織に打診し協力を得るべきであったことを指摘する⁽³⁶⁾。そして、租界開設期の先例と現在の河岸隣接地の状況の両者を考慮して、将来の排水渠維持費は、租界内では工部局が負担し、租界外では現地の道路部門が管理と延長工事を管轄するべきであると、工部局と鎮江地域当局の双方に配慮した提案をおこなった。

本稿の論点にかかわる賈士毅の見解は以下の2点に要約できる⁽³⁷⁾。

- (1) 租界の前浜は救生会と教育機関に譲与されたのであり、工部局は該地を占有あるいは管理する権限を有さない。
- (2) 租界の租約が公共の通行のために租界河岸に留保した40フィート幅の道路は、租界の一部をなさない。

賈がみるところによれば、地方の諸団体の中からわき起こってきたこうした意見には、河岸隣接地に沿った道路の中国人の所有権、そして、当該道路の河流側に中国人が所有する前浜の管轄権侵害をめぐる問題がふくまれる。ところで、租約において設定された公共道路としてのバンドの土地に対して何らかの賃料が支払われたことはなく、租界の範囲に算入されていないことがわかる、とされる。バンド両端における障壁およびゲート設置が道台や道尹の反対によって断念されてきた⁽³⁸⁾と賈は理解しており、歴代イギリス領事もバンドが租界の範囲にふくまれるとは認識していなかったとかれは主張する。租界北端から40フィートのバンドをへだてた河岸隣接地の前浜は明白に中国人の所有にかかり、記録は歴代の中国当局がそこに管轄権をおよぼしていたことを示す。さらに、租界設定の租約が締結されたとき、租界の四至には界石が設置され、恒久的な拠標となっている。つまり、租界の界石の外側は中国側が管轄する土地なのである⁽³⁹⁾。界石は中国側にとって強力な論拠たりうるものであり、この主張は論争における賈士毅の最大の貢献であったといえる。

しかし、上述のとおり、賈は間もなくワシントン会議代表団に随行して鎮江を空ける。交渉員と鎮江関監督の職務を代理した楊寿祺は、長江からの取水パイプラインの設置工法にかかわる交渉をおこないはしたものの、バンドや前浜の帰属に関して表立って意見を領事館や工部局に伝えてくることはなかった。

賈はクレンネルらイギリス領事部門の人びとからすれば、なまりがきついために交渉が容易ではないと感ぜられるだけで、非友好的であるととられることはなかった。ただし、直接の利害関係者のなかには、カトリック布教団長フェルディエ神父のようにかれを「煽動者」「狂信的排外主義者」と決めつける者もないではなかった⁽⁴⁰⁾。クレンネルは、ワシントン会議での経験によって、賈がより愛想のよい態度をイギリス租界工部局に対してとるようになることを期待したが、ふたたび相まみえる前に鎮江から離任することになった⁽⁴¹⁾。その後、賈がどのような態度で領事館や租界にあい対したのかは本稿がもちいた史料からうかがい知ることはできない。伝記は「理に拠りて力争し、主権は才かに逐漸に収回する」⁽⁴²⁾とするが、具体的な事実は述べられない。むしろ、1925年10月9日付文書で、「中国当局が問題を提起するまでは、行動を先送りするのが望ましい」⁽⁴³⁾とされるように、中国側も問題を放置していたと考えられる⁽⁴⁴⁾。

Ⅳ 鎮江租界は維持されるべきか

寝た子を起こすかのように、賈士毅の関連文書と記録を根拠とする論理的な対応を呼び起こしてしまった1921年当時、鎮江イギリス領事館、鎮江租界工部局をはじめとするイギリス側諸機関の考えは、上述のとおり、租約条項は単に租界領域内での公共の通行権を付与しただけにとどまり、バンドとその従物は租界の一部であり、工部局の管理のもとにある、というものであった。租界のバンド隣接地の突堤、増地、埋立地も同様であり、工部局はなんであれ租界前浜に関して先買権を有するはずである。もし、河岸へのアクセスがバンドとの間にある前浜の第三者への譲渡により遮断されうらば、租界の存在意義はなくなってしまう⁽⁴⁵⁾。

工部局参事会議長ルイスはいう。普段、工部局は突堤延長や前浜改良の公的な許可をそのときどきに鎮江関税務司に申請してきた。このことは工部局がバンド前浜に対する中国当局の支配権限を認めているものと解釈されてはならない。こうした許可申請はイギリスの王権の既得権を侵すものではなく⁽⁴⁶⁾、工部局はイギリス建設省の工事承認も領事を通していつも取得している。工事が河川航行を阻害していることがあきらかとならないかぎり、中国当局がこうした事案に介入する権限をもっていると工部局は考えない。イギリス租界は土地章程にもとづいて工部局によって管理されている。そして、租界の前浜の保有にかかる問題は北京公使と地区建築技官にまず照会すべきである⁽⁴⁷⁾。鎮江租界工部局としては、バンドは租界に帰属するものと考えているが、外交による問題の根本的な解決は専門部局にゆずるということなのであろう⁽⁴⁸⁾。

クレンネルは1921年夏から秋にかけてのこの時期に中国側の熱意が高まった原因を、宗教行事である「都天会」行列が租界内に長時間とどまることがないように交渉したためといううがった見方の可能性も北京公使に披露する一方で、明確に排外主義的ではないが自分勝手な主張傾向をもつ「新中国」主張者の熱烈で無知な精神が垣間見える、と分析する。賈もそうした大衆におもねっているといえるのかもしれないが、クレンネルは無知の民にも、いい加減な新聞のキャンペーンにも相手をする気はなかった。とはいえ、賈士毅そのひとは鎮江にいたことが少なく、面会して交渉する機会ほとんどなかった。賈が不在時の代理人である楊寿祺は単なる事務官であって、その地位は兼務先である鎮江関のなかでも税務司に劣るほどであったが、南京の省レヴェルの官僚との文書のやりとりの間に交渉員公署がはさまることにより、交渉の信頼性を確保することが困難となっていた。そのため、北京公使の指示にしたがい、クレンネルは鎮江租界のバンドと前浜の問題に関して、南京におもむき、江蘇省長や江蘇督軍との直接交渉にあたることを検討していた⁽⁴⁹⁾。

かれが実際に南京に行ったのかいなか、何らかの交渉結果を得られたのか、という点については記録がない。1922年2月前後、クレンネルは鎮江を離れた。

クレンネルが離任までに得た結論は次のようなものであった⁽⁵⁰⁾。

租界のバンドと前浜をめぐるすべての問題の裏側には、鎮江租界を維持する価値が本当にあるのか、という大きな問題が潜んでいる。イギリス人をはじめとする外国人居留民の大部分は租界外部、それも、租界からかなり離れた場所に居住している。また、長江の浅瀬化は租界を可航河道から事実上遮断してしまった。こうした事実は、騒乱が起こった際に租界の防衛を不可能にするであろうし、租界そのものの防衛が可能であったとしても、外国人コミュニティを守る手段にはならないだろう。迂遠ではあるが、現実的な解決策は鎮江城市付近を外国人にも利用可能な状況に持ち込むことである。つまり、鎮江城市の地方政府を啓蒙的に感化し、鎮江城内外を外国人がおこなう交易と居住のために開放することを宣言させ、長江にアクセスしやすい場所での事業調達と住宅確保に便宜を供与させるようにするのである。そうして、現行の外国人による経済活動が維持されるならば、たとえば、前浜の浅瀬化によって租界が遺棄物となって、河岸に中国人居住区が出現し、現在の工部局の特権を手放して租界と城市の管理を一体化することになったとしても、イギリスの権益にとって本質的に有利にならないとはいえない。こうしたことが、建設省がおこなっている租界の再測量と評価改定、転租（Crown Lease）の更新とどうかかわってくるかはわからない。しかし、旧来の河岸隣接地の急進的な管理転換による回復か、前浜などにかかる中国当局との論争の恒久化の二者択一となるであろう。

租界管理の放棄を平時に外国側で自主的に検討するなどということは、けっして多くはなかった⁽⁵¹⁾。鎮江租界に外圧がかかっていたわけでもなく、クレンネルの意見が出てきたのは、鎮江租界をとりまく地理環境と人的環境によるとしかいいようがない。ただし、文字どおり問題の解消になりえたことも事実である。

V 問題の放置

租界放棄というクレンネルの提案はあまりにも革新的であった。あくまで権益を守ろうとする人びとからすれば、黙殺した方がよかったのかもしれないが、北京公使館の反応は好意的であった。

ワシントン会議以来、中国内の小規模な開港場に設定された租界の維持に困難がともなうことは、北京公使館からロンドンの外務省に伝えられるようになった。中国の主権回復が叫ばれるようになった1922年現在、鎮江租界においても外国人による管理を維持する

ことはむずかしいものとなっている。これまでに本稿でもみたように、租約で留保された河岸の公共路は租界の範囲外であるというのが中国側の主張の根本となっている。バンドの帰属に関して、中英の見解は約30年間対立してきたが、強引な決着がはかられることはなかった。北京公使オールストン（Beilby F. Alston）は、中英の意見の相違を満足なかたちで解消するためには、前浜や将来の増地を租界にふくめるように租約の修正協議をおこなうべきであろうという。ただし、真の中央政府が存在しない中華民国において、そうした協議を成功させるチャンスは少ない。クレンネルがいうようにイギリス人の鎮江における居住と交易が租界と関係なく保障されるのであれば、イギリスの権益にとって本質的に有利であり、現在イギリス人が持つ特権を放棄するに足る。しかし、それが租界における転租更新の問題に影響をおよぼすであろうことも確かである。ここにおいて、オールストンは適切な条件で特権を放棄すべきか、外務大臣カーゾン・オヴ・ケドルストン侯（Marquess Curzon of Kedleston）の指示をあおいだのである⁽⁵²⁾。

クレンネルの見解とオールストンの賛同意見は、建設省上海地区建築技官ブラッドリーにも秘密情報として内示された。それらに対するブラッドリーの意見は、1923年1月15日、建設省本省の建築技官リーヴェル（George Reavell）に送られた。ブラッドリーは1月10日付文書⁽⁵³⁾内の法務官ウィルキンソンのことばを引き、「もともとの租約によれば、長江河岸が租界の北境であり、沿岸の公共路は租界に含まれる」とし、イギリス政府からすれば、そもそもバンドの帰属に関する「問題」はないのであって、租約の見直しを交渉することは相手に弱みを見せることになるという⁽⁵⁴⁾。ところで、中国におけるイギリス政府資産の管理者たる建設省は、適切な条件下での租界にかかる特権の放棄についても所轄する部門のはずであるが、1923年の現状では、鎮江領事と北京公使ら外務省系機関によって扱われようとしていた。北京公使館が租界を中国政府に返還することを企図していたそのとき、大蔵省と建設省はあらたな99年の新規の転租を提案しようとしていた。なお、鎮江租界の放棄はあきらかに転租の更新と交易に大きな影響をおよぼす、とブラッドリーは考えた。現地に居留するイギリス商人は「中国における安全の終わりののはじまり」だととらえ、転租の更新をひかえるだろう。影響がおよぶ範囲は鎮江だけでなく、他の租界でも転租契約の更新をひかえる者がでてくるだろう、と⁽⁵⁵⁾。

建設省本省の主任建築技官⁽⁵⁶⁾はブラッドリーのように外務省系機関に批判的ではなく、租界放棄の処理を外務省の業務範囲であるとの見方を示したのち、何をするにしてもその後や他の租界におよぼす影響を熟慮したうえで決定しなければならない、というにとどまる⁽⁵⁷⁾。真の中央政府がないのであれば、だれに租界を返還するのかということが問題となる。また、返還後の住居と交易の安全は保証の限りではない。現状では、租界の放棄を考

えるべきではない、というのが建設省の現実的な判断であった。この判断は外務省にも照会された⁽⁵⁸⁾。照会文書是北京公使マクロイ（Ronald Macleay）に回送されたが⁽⁵⁹⁾、その後、バンド問題には大きな進展はなかった。

1923年5月29日付建設省文書がマクロイから鎮江領事館に回送されたのは⁽⁶⁰⁾、7月2日のことである。それから1年強が過ぎた翌年10月に鎮江租界の状況がみえてくる。以前と変わったところはないが、租界住民の大部分は中国人である。一方、外国人は自身の住宅を外国人向けに改装することを望まずに租界を離れ、往々にして不在地主となっている、というのである。こうした問題は、1920年改正の鎮江租界土地章程によって、工部局が管轄するものとされていた⁽⁶¹⁾。しかしながら、租界内での経済活動がとだえたわけではなく、わずかな人数ではあるが外国人居留民は放棄すれば完全に失われてしまうような生活の便益と特権を享受しているのであるから、外国人の權益が失われず、租界が全体的に改善されるというたしかな保証があってはじめて、中国当局に租界を返還すべきである、という意見が代理領事ジェイミソンから伝えられてきた⁽⁶²⁾。

しかし、クレンネルやオールストンが問題を提起したときよりも、奉直戦争などの内戦により中華民国の政治的分断は進行し、權益を維持したままでの租界返還の実現を望むことができる状況では到底なくなっていた⁽⁶³⁾。議論は棚上げせざるをえなかったのである。

翌1925年、4月7日付の地元新聞にバンドの帰属をイギリス領事と協議するように丹徒県知事を通じて交渉員にもとめる公開の嘆願書が掲載された⁽⁶⁴⁾。鎮江交渉員は賈士毅のままであったが、北京などでの用務に忙殺されており、この問題について何らの動きも見せなかった⁽⁶⁵⁾。ただひとり、ジェイミソンが建設省系機関も巻き込むかたちで、この長年の懸案を一気に解決しようと意気込んだが⁽⁶⁶⁾、代理公使ヴェレカー（George Vereker）は上述のとおり、「中国当局が問題を提起するまでは、行動を先送りするのが望ましい」⁽⁶⁷⁾として、バンド帰属問題は解決にいたらずに、英中双方から放置されたままになったのである。

お わ り に

バンドとその前浜が租界に帰属するのかいなか、ということが問題となったそもそもの原因は1861年に締結された租界設定の租約が、バンドを租界内に設定するのか、租界の外側に設定するのか、を明確に定義していなかったことによる。

中国側は厳密な表現がなされていない租約の漢文正文によって主張を展開していたために、強硬な態度をとることができなかった。租界の北端は「江辺」とされており、河岸までが租界であると解釈するならば⁽⁶⁸⁾、中国側の主張はくずれることになる。その場合、租

界の前浜に対して升科を申請する権利は領事館あるいは工部局の側にあることになる。こうした状況のもと、賈士毅が界石を論拠としたのはひとつの卓見であったが、かれは鎮江での問題解決に専念することは許されなかった。

イギリス側は漢文を補うかたちで翻訳をおこなわざるをえなかった。メイヤーズは曖昧な漢文を曖昧なままに英文に訳しており、租約の細かな語釈はあらためておこなわなければならなかった。対して、パークスの英訳文は租界設定交渉の内容を反映しているのかもしれないが、イギリス側に都合よく訳してあり、漢文と完全には一致しておらず、問題をはらむものであったことは間違いない。なおかつ、設定時に永租の租賃がバンド部分についても支払われたことを示す証文が残っていれば何の問題もなかったものの、そのことを明示する文書がロンドンの外務省図書館にもなかったがために⁽⁶⁹⁾、イギリスの諸機関は自信を持って交渉にあたることができないでいた。

決め手に欠き、現状のままだでも英中いずれにも現実的な不都合はない状況で、もっともとりやすかった道が「問題の放置」であったのだろう⁽⁷⁰⁾。

1927年3月19日、南方情勢に変化があり、鎮江租界にも悪影響がおよばぬよう陳儀と蒋介石に依頼したむね、北京から電信がはいった⁽⁷¹⁾。この月、国民革命軍は南京と上海を占領している。この後しばらくは、北京からの急電が文書の多くを占めるようになる。やがて、領事館と工部局による租界管理のあらゆる側面が機能停止状態におちいっていく。5月、国民革命軍による鎮江占領をうけ、鎮江領事館は月末までに上海へ退避した⁽⁷²⁾。そして、占領状態を承認するかたちで、なし崩し的に鎮江租界をふくむ長江流域のイギリス専管租界は南京国民政府に返還されることになる。租界返還の交渉過程については、稿を改めて論じる⁽⁷³⁾。

鎮江租界で解決されないままに放置されていた諸問題は、こうして、租界とともに解消されてしまったのであった。

註

(1) 東亜同文会調査編集部『支那開港場誌 第二巻 揚子江流域』東亜同文会調査編集部、1924年、955-956頁。同書は1901年時点での人口を清国官憲の統計では城内6万5千、城外12万7千、合計20万2千人であるとし、その減少傾向を語る。鎮江市地方志編纂委員会編『鎮江市志』上海社会科学院出版社、1993年（Web版、<http://szb.zhenjiang.gov.cn/htmA/fangzhi/zj.htm>）第4巻「人口」に列举される人口数は、『支那開港場誌』よりもつねに多く、何回かの戦乱による減少をのぞけば、一貫して増加傾向にあったものとされる。この差異が統計範囲のちがいによるのか、依拠する資料のちがいによるのかは定かでない。

(2) 村上衛「効かない証明書——19世紀末、鎮江における通貨貿易問題」森時彦編『長江流

- 域社会の歴史景観』京都大学人文科学研究所、2013年、81-101頁を参照。
- (3) 前掲『支那開港場誌 第二卷 揚子江流域』957-958, 968頁。
- (4) 同書967頁。
- (5) WORK10/40, pp. 317-320, Inclosure 2 in Chinkiang, General Series, No. 13 of 2 July 1921., “Chairman, Municipal Council, to H.M. Consul, Chinkiang, 27th June, 1921”. なお、本稿の主要な資料として用いたのは、イギリス国立公文書館（National Archives）に所蔵される Great Britain Office of Woods, Forests, Land Revenues, Works and Buildings and successors（以下 WORK と略す）、Public Buildings, Overseas: Registered Files (WORK10 と略す) 内 Subseries—Chinkiang: British concessions の Administration; sales, leases and subleases; land regulations; Chinese claim regarding control and ownership of the Bund and Foreshore (WORK10/40) と Revision of regulations and byelaws; occupation by Chinese troops; rendition (WORK10/41) である。これら2部の公文書には頁番号がスタンプされており、本稿ではそれにしたがうが、1枚の表裏や冊子1冊をもって1頁とされている場合もある。
- (6) 前掲『支那開港場誌 第二卷 揚子江流域』971頁。ここにおける貿易額に通過貿易額が占める割合は不明である。また、物価の上昇を考慮した場合、貿易額の漸増をどのように評価できるか、という点については、木越義則『近代中国と広域市場圏——海関統計によるマクロ的アプローチ』京都大学学術出版会、2012年に示される諸物価指数や諸産品の実質貿易額が参考となるが、小港である鎮江に関する数値は示されておらず、近隣の開港場の数値を流用して算出するにしても複雑な計算が必要であり、今後の研究を待たねばならない。
- (7) 加藤雄三「租界に住む権利——清国人の居住問題」佐々木史郎・加藤雄三編『東アジアの民族的世界——境界地域における多文化的状況と相互認識』有志舎、2011年、277-302頁。
- (8) WORK10/40, pp. 457-461, “From Julius Bradley, H.M.’s Divisional Architect, Shanghai, to Mr. George Reavell, Office of Works, January 15th 1923”. なお、WORK10/40, pp. 500-502, Enc. No. 3. in Mr. E. A. Sly’s desp. (Confid) No. 6 of 14 May, 1923, “Memorandum: Concession Buildings and Census Prepared by Secretary of the Consul” によれば、1912年時点での外国人居留民は27名にまで急減している。同文書内には41名という数値も過去の記録として示されているが、誤って1912年とされている。おそらくは辛亥革命直前のいつかの時点でおこなわれたセンサスの数値であろう。
- (9) 前掲、加藤雄三「租界に住む権利」295頁。
- (10) WORK10/41, p. 555, “From F. J. E. Raby, Assistant Secretary, Office of Works, to the Under Secretary of State, Foreign Office, 23rd July, 1925” では、中国人への転貸は転租契約違反であるが、租界の繁栄のためには不可欠なことであるとの建設省高官の見解が示されている。
- (11) WORK10/40, pp. 462-467, “From Sir Beilby Alston, H.B.M. Minister at Peking, to the Marquess Curzon of Kedleston, Secretary of State for Foreign Affairs, August 28th, 1922”.
- (12) WORK10/40, pp. 457-461, “From Julius Bradley, H.M.’s Divisional Architect, Shanghai, to Mr. George Reavell, Office of Works, January 15th 1923” では、「あまり強調しすぎてはならない」と釘を刺してはいるものの、中国の不安定な状況下、鎮江地域においてはとくに、イギリスの貿易権益を守るためにも、中国人がイギリス租界に居住することを奨励することが必要である、とされる。
- (13) 前掲『支那開港場誌 第二卷 揚子江流域』968頁。
- (14) 1842年の南京条約や1858年の天津条約などにもとづいて開港場に設置された租界には、

「港」字が示すように、海港や河川港としての機能が期待された。租界の沿岸をめぐり、華洋にわたる紛争は各地であったはずであるが、上海の2租界について以外の研究はほぼないように思われる。さしあたり、加藤雄三「升科, Shengko, Shengkoing—上海フランス租界における黄浦江沿岸埋立地の取得問題—」『東洋文化研究所紀要』167冊、2015年、398-349頁、と同稿所引の先行研究を参照されたい。ただし、同稿ではバンドそのものが租界に含まれることが華洋双方にとって前提されているのに対し、本稿ではバンドの帰属が問題とされていることに注意せねばならない。租界の範囲をめぐる当事者の認識は、事例ごとにさまざまな要因にもとづいて異なっていた。なお、本稿は19世紀の鎮江租界における清国人の居住権問題について論じた前掲、加藤雄三「租界にすむ権利」の付記で課題として残したWORK10/40, WORK10/41を利用し、20世紀に鎮江租界において生じた不動産関連問題をあつかう。規模が大きく、多様なアクターが活動していたことから、諸問題が複雑に入り組んだ上海、天津、漢口といった租界に比べて、イギリス専管の小規模な鎮江租界は事案の要素が整理しやすく、また、まとまった形で資料が残されており、その設定から返還までの間にどのような問題が生じたのかを観察することが比較的容易であるという利点がある。もちろん、鎮江租界において発生した事案のみから近代中国の租界に関する一般的な議論を引き出すことは危険であり、各地の租界における事象を比較する必要がある。

- (15) WORK10/41, pp. 548-550, “咸豐十一年正月十四日(1861年2月23日) 為立批永租地基事”.
- (16) WORK10/40, pp. 455-456, Enclosure 2 in Crown Advocate's dispatch No. 132/19, Shanghai, 13th November 1919, “Extract from translation by Mr. Parkes of the Lease of the British Concession at Chinkiang, dated 23rd February 1861”.
- (17) WORK10/40, pp. 378-380, Enclosure No. 1 in Peking dispatch No. 541 to Foreign Office of August 28th 1922, “Concession Loan Agreement 1861”. もともと、この訳文は FO881/8747, “Report on Foreign Concessions and Settlements in the Treaty Ports of China”, July 1906, pp. 32-33にあった。なお、FOはGreat Britain Foreign Officeを示す整理記号、FO881はForeign Office: Confidential Printの整理番号である。
- (18) WORK10/40, p. 388, Correspondence between Mr. Consul E. F. Bennett and the Chinkiang Municipal Council, “Consul to Chairman of Council. October 6th., 1900”には「これまで決着していないバンド問題に関して地方当局との議論を再開するにはふさわしくない時期であろう」とされており、何らかの議論がこの時点までにあったことが知られる。その一端は、WORK10/40, pp. 388-390, Correspondence between Mr. Consul E. F. Bennett and the Chinkiang Municipal Council, “Chairman of Council to His Majesty's Minister of 23rd., October 1900”が1893年7月14日付の鎮江領事カールズの工部局参事会議長宛の書信に書かれた「工部局は干潮標が租界の北側境界線であると主張しており、わたしは道台とのすべての協議において一貫してこれを主張した。」ということばを引用していることからもうかがえる。これらの史料はWORK10/40, pp. 388-392, Correspondence between Mr. Consul E. F. Bennett and the Chinkiang Municipal Councilの中のものであるが、1900年の義和団戦争がもたらした治安悪化から租界を防衛するためにバンドの両端を含む華界に通じる道路にゲートを設置した際の議論である。このときは、緊急事態への対処が主たる目的であり、権利関係を詳細に議論するにはいたらず、総理衙門、道台、知県とバンドの帰属をめぐって交渉する余裕はなかったであろう。義和団戦争時のゲート設置は漢口、九江の両租界でもおこなわれたことが同史料に記されている。1912年にも中華民国建国直後の社会的混乱を受けて、鎮江租界では緊

急時に閉鎖できるようバンド両端に開閉式のゲートが設置された。このとき、鎮江領事トワイマン（Bertie Twyman）は、ゲートがバンドの幅に合わせた40フィートであることから租約には違反していないことを主張している（WORK10/40, p. 334, Inclosure 10 in Chinkiang, General Series, No. 13 of 2 July 1921, “B. Twyman, H.M. Consul, to Mr. Wan Hsien-hua (Foreign Affairs Commissioner appointed by the Revolutionary Authorities but not yet formally recognised by H.M. Government)”). WORK10/40, pp. 385–386, Enclosure No. 5 in Peking dispatch No. 541 to F.O. of August 28th 1922, “Chinkiang No. 15 of the 13th July 1921”には1893年から95年にかけての関連文書名が列挙されているが、WORK10/40には載録されていない。FO228に載録されているかいなかを今後調査すべきであろう。

- (19) WORK10/40, p. 332, Inclosure 8 in Chinkiang, General Series, No. 13 of 2 July 1921, “Extract from Mr. Consul Pitzipios’ Intelligence Report, for July, 1910”.
- (20) WORK10/40, pp. 329–330, Inclosure 5 in Chinkiang, General Series No. 13 of 2 July 1921, “G. D. Pitzipios, H.M. Consul, to Liu Taotai, Chinkiang, July 27th, 1910”.
- (21) WORK10/40, p. 333, Inclosure 9 in Chinkiang, General Series No. 13 of 2 July 1921, “G. D. Pitzipios, H.M. Consul, to Liu, Taotai 17 August, 1910 (British version of a letter sent in Chinese)”.
- (22) なお、WORK10/40, p. 334, Inclosure 10 in Chinkiang, General Series No. 13 of 2 July 1921, “B. Twyman, H.M. Consul, to Mr. Wan Hsien-hua, (Foreign Affairs Commissioner appointed by the Revolutionary Authorities but not yet formally recognized by H.M. Government) Chinkiang, 4th July, 1912 (British version of a letter in Chinese)”では、租界が長江に面するバンドの両端に緊急時閉鎖用ゲートを設置した際、その幅が40フィートであり、平時は昼夜を問わず公共路として提供されることが明言されている。
- (23) ハイラム・パークス・ウィルキンソンは、自身も法務官を務め、上海高等法院長にまで昇りつめたハイラム・ショー・ウィルキンソン（Hiram Shaw Wilkinson）の息子である。
- (24) “the Office for the Regulation of Affairs in connection with Shoreflats in Tantu and Icheng”の仮訳である。中国名は未詳。
- (25) WORK10/40, pp. 298–299, Chinkiang: British Concession Foreshore Rights, “From Julius Bradley, H.M.’s Divisional Architect, Office of Works, Shanghai, to Mr. Richard Allison, H.M.’s Chief Architect, Office of Works, 20. 8. 1918”.
- (26) WORK10/40, pp. 303–313, Chinese claim to jurisdiction over Bund and Foreshore of British Concession at Chinkiang, “From Walter J. Clennell, H.M. Consul, Chinkiang, to Sir Beilby Alston, H.M. Minister, Peking, 2 July, 1921”.
- (27) 賈は北洋政権時期から渡台後まで中華民国の財務官僚として勤務したが、財政史研究の分野にその名を残している。呉季恵・徐蔭祥編著『荊齋八十年 賈士毅先生伝記』伝記文学出版社、1969年、53–54頁では、中央官界での政争に疲弊して、あえて閑缺である鎮江の官職を望んだとある。伝記は、鎮江時代の賈を交渉員としてでなく、鎮江関監督として描いているが、WORK10/40の文書ではもっぱら交渉員を自称している。
- (28) WORK10/40, pp. 303–313, “From Walter J. Clennell, H.M. Consul, Chinkiang, to Sir Beilby Alston, H.M. Minister, Peking, 2 July, 1921”.
- (29) 同官が海関に所属することについては、WORK10/40, p. 384, “Reclamation and Control of the Concession Foreshore”, *British Municipal Council, Chinkiang, Report for the Year 1921 and Budget for the Year 1922*, p. 27を参照。

- (30) このころ、工部局は突堤開発にかかわる諸事案について、鎮江関税務司（Commissioner of Customs）、おそらくメイヤーズ（Frederick J. Mayers）との交渉を求めている。税務司はもともと租界当局とことをかまえる気はなかったようだ。バンド沿岸の再開発については、公式に意見表明することを控え、再開発には反対しないことを非公式に伝えてきたため、工事は支障なくおこなわれた。
- (31) WORK10/40, pp. 303–313, “From Walter J. Clennell, H.M. Consul, Chinkiang, to Sir Beilby Alston, H.M. Minister, Peking, 2 July, 1921”. 租界居留民でこの呼びかけに応えた者は皆無であったため、調査はおこなわれなかった。救生会や鎮江所在の教育機関に与えられた前浜の所有権は、たゞしくは租界沿岸のものではない、とクレンネルはいう。中国側が主張する前浜の権限付与は、領事館や工部局の関知しないところでおこなわれており、バンド前浜「玉山灘」の先買権を有するはずの租界居留民からしても、もし事実であるならば無効とされるべきものであった。
- (32) 前掲、呉・徐編著『荊齋八十年』54頁。
- (33) WORK10/40, pp. 314–316, Inclosure 1 in Chinkiang, General Series, No. 13 of 2 July 1921, “Chia Shi-Yi, Foreign Affairs Delegate, to H.B.M. Consul, Chinkiang, 23 June, 1921”.
- (34) WORK10/40, pp. 321–324, Inclosure 1 in Chinkiang, General Series, No. 13 of 2 July 1921, “Chia Shi-Yi, Foreign Affairs Delegate, to H.B.M. Consul, Chinkiang, 27th June, 1921”.
- (35) 鎮江府中学堂の前身。
- (36) 工部局が賈に伝えた交付金支給の依頼は、租界外の下水も当該排水渠に流入していたことによる。中国側は何としても金銭負担をのがれるべく、さまざまな理由をあげてきた。事前に打診し協力を得るべきであったというのも、そのひとつである。よって、次文で述べられる提案は、あくまでも賈の考えであり、鎮江地域当局の考えではないことに注意しなければならない。
- (37) WORK10/40, pp. 303–313, “From Walter J. Clennell, H.M. Consul, Chinkiang, to Sir Beilby Alston, H.M. Minister, Peking, 2 July, 1921”.
- (38) ゲートを設置したが閉鎖はしなかった、というのが事実である。
- (39) WORK10/40, pp. 387–388, “Chia Shi-Yi, Foreign Affairs Delegate, to His Majesty’s Consul, Chinkiang, 12th July 1921”.
- (40) WORK10/40, pp. 404–410, Inclosure No. 7 in Peking dispatch No. 541 to Foreign Office of August 28th 1922, “Chinkiang dispatch No. 32 of October 26th., 1921”.
- (41) WORK10/40, pp. 341–345, Chinkiang, General Series, No. 11 of February 1922. この文書の冒頭部は欠失しており、クレンネルが差出人であることがわかるのみであるが、WORK10/41, p. 533などの記載から北京公使宛2月15日付文書であったことがわかる。
- (42) 前掲、呉・徐編著『荊齋八十年』54頁。ただし、同書はこのバンドと前浜の帰属論争を1922年夏に起こったものとしており、時間的な錯誤があるように思われる。
- (43) WORK10/41, p. 606, “From G. Vereker, His Majesty’s Chargé d’Affaires, to E. C. Jamieson, Acting British Consul, Chinkiang. October 9th, 1925”.
- (44) WORK10/41, pp. 411–417, Enclosure in Chinkiang No. 32 of October 26th 1922にみられるように、1921年8月から10月にかけて、『自強報』や『新聞報』といった新聞は、とくに鎮江商会の意見を代弁するかたちでネガティブ・キャンペーンを張り、上海でおこなわれた商会会議での鎮江租界のバンドの帰属をめぐる議論（決議内容は賈士毅の主張とほぼ重なる）と

それに先立つ鎮江での交渉を報じているが、その後、交渉がどのようなようになったかを追えるだけの史料は、私の手元にはない。とはいえ、イギリス側の史料状況をみれば、中国側の熱は急速に冷めていったものと思われる。

- (45) WORK10/40, pp. 303–313, “From Walter J. Clennell, H.M. Consul, Chinkiang, to Sir Beilby Alston, H.M. Minister, Peking, 2 July, 1921”. この関連事項が書かれた部分の空白部には「工部局でなくイギリス政府」という書き込みがある。租界は工部局でなくイギリス政府の財産であるという認識をもった建設省系の人物が記入したものと思われる。
- (46) ルイスによれば、鎮江租界土地章程16条は工部局が租界の前浜全体に権限を有していることを示唆している。海関税務司に突堤延長許可をもとめる申請書に「この認可は王権あるいはイギリス公使の将来の決定にふくまれる既得権益を侵さないことが求められる」という文言を挿入することによって、こうした権能は注意深く護持された。WORK10/40, p. 325, Enclosure 4 in Chinkiang General Series No. 13 of 2 July 1921, “From W. A. Lewis, Chairman of Municipal Council, Chinkiang, to Walter J. Clennell, British Consul, Chinkiang, 29th June, 1921”. なお、1920年に鎮江租界土地章程は全面改正されているが、1922年2月末の時点でも施行されておらず（WORK10/40, p. 384, “Revised Land Regulations and By-Laws”, *British Municipal Council, Chinkiang, Report for the Year 1921 and Budget for the Year 1922*, p. 27）、「章程16条云々」は1894年に一部改正された章程にもとづいた発言である。
- (47) WORK10/40, pp. 317–320, “Chairman, Municipal Council, to H.M. Consul, Chinkiang, 27th June, 1921”.
- (48) ただし、WORK10/40, p. 325, “From W. A. Lewis, Chairman of Municipal Council, Chinkiang, to Walter J. Clennell, British Consul, Chinkiang, 29th June, 1921” にみられるように、工部局はすみやかな解決を望んでいた。
- (49) WORK10/40, pp. 404–410, “Chinkiang dispatch No. 32 of October 26th., 1921”.
- (50) WORK10/40, pp. 341–345, Chinkiang, General Series, No. 11 of February 1922.
- (51) P. D. Coates, *The China Consuls*, Oxford University Press, Hong Kong, 1988, p. 471によれば、廈門（イギリス専管租界と共同租界）についても1922年に放棄が検討されている。
- (52) WORK10/40, pp. 462–467, “From Sir Beilby Alston, H.B.M. Minister at Peking, to the Marquess Curzon of Kedleston, Secretary of State for Foreign Affairs, August 28th, 1922”.
- (53) WORK10/40, pp. 472–474, “From H. P. Wilkinson, Crown Advocate, to Julius Bradley, H.M. Divisional Architect & Surveyor, Shanghai, 10th January, 1923”. ブラッドリーは1919年のウィルキンソン発文書を引用したことにしているが、WORK10/40, pp. 452–453, “From H. P. Wilkinson to H. M. Spence, Acting Divisional Architect & Surveyor, H.M. Office of Works, Shanghai, 13th November, 1919” にはない文言であり、前者1923年文書の記憶違いによる記述を鵜呑みにしている。ちなみに、前者の末尾では「適切な管理手法によって租界末端まで長江河流を回復させるか、慣習である升科費用を支払い、租界の境界を河流の方に広げるかのいずれか」をおこなうことが提案されている。
- (54) こうした姿勢はロンドンの本省から上海支局まで建設省系機関を通じた基調となっていた。WORK10/40, pp. 483–484, “From Lionel Earle, the Permanent Secretary to the Office of Works, to the Under Secretary of State, Foreign Office, 29th March, 1923”.
- (55) WORK10/40, pp. 457–461, “From Julius Bradley, H.M.’s Divisional Architect, Shanghai, to Mr. George Reavell, Office of Works, January 15th 1923”.

- (56) おそらくアリソン (Richard J. Allison) と思われるが、サインからは判読できない。
- (57) WORK10/40, pp. 448–449, “A Memorandum of the Chief Architect of H.M. Office of Works, 9th Mar 1923”.
- (58) WORK10/40, pp. 483–484, “From Lionel Earle, the Permanent Secretary to the Office of Works, to the Under Secretary of State, Foreign Office, 29th March, 1923”.
- (59) WORK10/40, p. 485, “From Basil C. Newton, Foreign Office, to Sir Lionel Earle, the Permanent Secretary to the Office of Works, May 9th, 1923”.
- (60) 5月14日には代理領事スライ (E. A. H. Sly) から、鎮江租界はまだ上陸可能であり、存続させる価値があるとする意見が出され (WORK10/40, pp. 488–496, “Mr. Acting Consul E. A. Sly, Chinkiang, to Sir Ronald Macleay, 14th May, 1923”)、スライが暗殺された後に、後継の代理領事となったジェイミソン (Edgar G. Jamieson) も翌年1月末にスライの意見に賛意をあらわしているが (WORK10/41, p. 533, pp. 537–539, “Mr. E. G. Jamieson to Sir Ronald Macleay, 21 October, 1924”)、鎮江の経済的地位回復を図ったものではなく、ロンドンや北京からは注意が払われなかった模様である。
- (61) 租界が設定されてから約60年が経過し、鎮江租界はあらゆるものごとが更新の時期にはいっていた。そうした中、工部局参事会の議題となったのが土地章程細則の改正であった。本文にも述べたように、すでに、土地章程とその細則は1920年に大改正を経ていたが、とくに細則については細部にほころびが出ていた。1925年2月25日の選挙人通常会議では、「居住に適さない建物」と「住宅の改造」に関して、それぞれ26条A、27条Aとして修正条項が採択された (WORK10/41, p. 554, “Resolution No. 4. Concession By-Laws. Additions”, *Annual General Meeting of Electors: Proceedings of the Chinkiang Electors in Public Meeting Assembled on the 25th February, 1925 at the British Consulate, Chinkiang.*)。26条Aは建造物の衛生状況改善にかかる条項である。27条Aは、衛生と安全の両側面からあらゆる建築物の改造について、事前に工部局に書面で通知し、認可を得ることを求める。両条は中国人の租界流入とかかわる。かれらは劣悪な環境もいとわずに居住することで、租界内で種々の感染症が流行した。外国人が租界外に居住するようになったのも、そのことに起因しているものと思われる。
- (62) WORK10/41, p. 554, “Resolution No. 4. Concession By-Laws. Additions”, *Annual General Meeting of Electors: Proceedings of the Chinkiang Electors in Public Meeting Assembled on the 25th February, 1925 at the British Consulate, Chinkiang.*
- (63) WORK10/41, p. 534, “From R. Macleay, H.M. Minister, Peking, to James Ramsay MacDonald, H.M. Prime Minister, October 31st 1924”.
- (64) WORK10/41, p. 541, “From Chinkiang Chinese Newspaper. 7. 4. 25.”
- (65) WORK10/41, pp. 603–605, “Mr. E. G. Jamieson to Mr. Palaret. Chinkiang Concession Bund: replies re. 23 September, 1925”.
- (66) Ibid.
- (67) WORK10/41, “From G. Vereker, His Majesty’s Chargé d’Affaires, to E. C. Jamieson, Acting British Consul, Chinkiang. October 9th, 1925”.
- (68) WORK10/41, p. 543, “From H. P. Wilkinson, Crown Advocate, to W. J. Roberts, H.M. Acting Divisional Architect, Office of Works, Shanghai, 16th April, 1925” で、ウィルキンソンは、租約によれば租界北端は長江河岸だとしており、中国人には公共路通行権があるだけだとしている。
- (69) WORK10/40, pp. 483–484, “From Lionel Earle, the Permanent Secretary to the Office of

Works, to the Under Secretary of State, Foreign Office, 29th March, 1923". WORK10/40, p. 485, "From Basil C. Newton, Foreign Office, to Sir Lionel Earle, the Permanent Secretary to the Office of Works, May 9th, 1923".

- (70) 19世紀中葉、諸外国と清国の国家、機関、企業、個人の間で条約や契約を締結するとき
に双方の言語で厳密に文意を一致させるような翻訳技術は蓄積されていなかった。のちに紛
争が起きた場合、当事者双方の理解の齟齬がしばしば表面化し、問題解決の好機が到来する
まで時間を要することが多かった。加藤雄三「マーキュリー号事件始末——英国汽船による
舟山漁場の警護と上海高等法院開設前の英国領事裁判」『東洋文化研究所紀要』163冊、2013
年、182-137頁は、天津条約47条の理解と援用をめぐる英清交渉に関する論考である。
- (71) WORK10/41, p. 632, "Telegraph from Sir M. Lampson (Peking), 19th March 1927". この文書
では“General Chen”とのみ記されているが、当時、鎮江付近で活動していた将官級の陳姓
は、江北宣撫使陳儀が該当する。
- (72) WORK10/41, pp. 681-683, "From S. Wyatt Smith, H.M. Consul at Chinkiang (functioning at
Shanghai), to Sir Miles Lampson, His Majesty's Minister, Peking, 27th May, 1927" にあるように、
5月20日に鎮江領事館は上海への退避を開始した。
- (73) 租界を正式に国民政府に返還する交渉においては、接収されたイギリス側の資産にかか
る財産権の補償が問題となったであろう。当然、そこには不動産権益も含まれるはずである。
なお、1927年からの租界返還交渉の経過を考察する場合、返還過程の資料が比較的多く残さ
れている漢口と九江の両専管租界についてもみなければならない。